

# 川崎市下水道工事における情報共有システム試行実施ガイドライン（令和4年4月）

## 1 目的

本ガイドラインは、上下水道局が発注する下水道工事において、情報共有システムの試行にあたり必要な事項を定め、適切かつ統一的な運用を図ることを目的とする。

## 2 情報共有システム

情報共有システム（以下「システム」という。）とは、受発注者間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムである。

## 3 対象工事

対象工事は、原則として特記仕様書にて発注者が指定したものとする。ただし、受注者はシステムの使用を希望する場合、発注者の承諾を得たうえで使用することができる。

## 4 システムの選定

本試行において使用するシステムは、次に掲げる要件を満たすものから受注者が選定し「下水道工事事前協議チェックシート（工事編）」により発注者の承諾を得るものとする。

### (1) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件

（Rev5.3）」を満たすもの（国土交通省 HP「情報共有システム提供者機能要件（Rev5.3）対応状況一覧表」参照）

### (2) システム提供方法が ASP 方式（システム提供者がシステムの機能を提供する方式）のもの。

### (3) システムの操作等について、相談窓口等のサポート体制があるもの。

## 5 システムの利用に係る手続き

(1) システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。

(2) システムにアクセスするための ID 及びパスワードは受注者が取得し、発注者へ通知するものとする。

## 6 システムの利用に係る費用

システムの利用に係る費用（登録料及び利用料）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれる。

## 7 対象工事帳票

対象とする工事帳票は工事打合せ簿とする。ただし、それ以外の工事帳票についても工事打

合せ簿に添付することで、これと同様に取り扱うことができる。

## 8 成果品

対象工事帳票を「下水道工事事前協議チェックシート（工事編）」により受発注者間で事前協議し、「川崎市電子納品要領」に基づき電子納品することを原則とする。

## 9 検査

システムで処理された工事帳票は、電子媒体での検査を原則とする。その際、使用するパソコンは受注者で用意すること。

## 10 注意点

受発注者はシステムの使用にあたり、それぞれ次のことに注意すること。

(1) ID 及びパスワードの管理並びに操作端末の管理を徹底し、情報漏洩の防止を図ること。

また受注者は、情報漏洩が発生した場合又はその疑いがある場合、速やかに発注者へ報告すること。

(2) システムで推奨されている環境（通信速度、CPU、容量等）が整っていることを事前に確認すること。